

平成 17 年 10 月 31 日

各 位

東京都中野区中央5丁目38番16号
日本エス・エイチ・エル株式会社
代表取締役社長 清水佑三
(コード番号：4327)

ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

平成 17 年 10 月 31 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、株主以外の者に対してストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 12 月 22 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会に提案することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1 株主以外の者に対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社完全子会社の役員及び使用人の業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、当社グループの企業価値向上に資することを目的とし、ストックオプション制度を実施するためであります。

2 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社完全子会社の役員及び使用人

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、調整の事由が発生した時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数 1 株。ただし、(2)に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数について同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ）する株式 1

株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値の金額とし、これにより生じた 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

なお、発行日後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日後に、時価を下回る価額で新株を発行（平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権または同改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の各行使による場合を除く）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。その他、新株予約権（その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る）を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合の他、発行日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 20 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の相続は認めないものとする。
- ②その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- ②上記(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
- ③その他の新株予約権の消却事由及び条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 12 月 22 日開催予定の当社第 19 期定時株主総会において、「ストック・オプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上